

公立大学法人福井県立大学職員給与規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。ただし、法人と他の団体で締結される職員の派遣に関する取決めに基づき当該団体から派遣されて地域経済研究所に勤務する職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。
(給料)

第2条 給料は、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第42号。以下「勤務時間規程」という。)第10条に規定する正規の勤務時間(同規程第11条第6項により正規の勤務時間とみなされた時間を含む。以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を除いたものとする。
(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(別表第1)
- (2) 教育職給料表(別表第2)
- (3) 研究職給料表(別表第3)
- (4) 医療職給料表(別表第4)
- (5) 技能労務職給料表(細則で定める)

2 理事長は、前項の給料表(以下単に「給料表」という。)により職員に給料を支給しなければならない。

3 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。

4 理事長は、次条第1項の規定に基づき、すべての職員の職を給料表の級のいずれかに格付しなければならない。

(初任給、昇格および昇給の基準)

第4条 職員の職務の級は、細則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、細則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、細則の定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員(教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給については、第4項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

とする。

- 7 第5項の規定にかかわらず、60歳を超え教育職給料表の適用を受ける職員については、昇給しないものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 非常に顕著な業績等を有する者で特別な処遇をする必要があるものを採用した場合は、第2項から前項までの規定にかかわらず、理事長は給料月額を決定することができる。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。
(復職時における号給の調整)

第5条 休職、勤務時間規程第15条第1項に規定する休暇（以下「休暇」という。）または公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第43号。以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業または介護休業（以下「育児休業等」という。）のため勤務しなかった職員が、復職し、または再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、または再び勤務するに至った日以後において、細則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
(給料の支給)

第6条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、細則で定める。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときまたは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第3条第1項の規定に基づく休日（以下「休日」という。）の日数を指し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第8条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち細則で指定するものに対して支給する。

- 2 前項の管理職手当の額は、給料月額を基準として理事長が定める。
- 3 第1項の管理職手当の額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第10条 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるものに新たに採用された職員には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母および祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および一般9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から

15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級職員等が一般9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等および一般9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般9級職員等以外のものが一般9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等および一般9級職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に、100分の1.0を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他細則で定める職員を除く。）
- (2) 第16条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する宿舍その他細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離および自動車等の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第5に定める額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（細則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、細則で定めるところにより、前項第3号に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）の通勤手当を支給する。
- 4 勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 前項の規定は、地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が細

則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあっては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、細則で定める。
（単身赴任手当）

第16条 勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居から当該異動または勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
（寒冷地手当）

第16条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において勝山市に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限り、理事長が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であって前項に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして理事長が定めるものを除く。）
19,800円
 - (2) 前号に掲げる職員以外の世帯主である職員
11,400円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 8, 200円

3 前項の規定にかかわらず、理事長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で理事長が定める額とする。

(特殊勤務手当)

第17条 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項または第6条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員にあつては38時間45分とみなす。以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項の規定により正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と前項の規定により割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間規程第14条の2に規定する代替休暇を請求した場合において、当該休暇の日に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25(休日における勤務については、100分の15)

(2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の25

5 勤務時間規程第8条の規定により代休日を指定された職員が当該代休日に勤務しないときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

6 労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員であつて、午後10時から翌日の午前5時までの間(休日でない日の時間に限る。)に勤務することを承認されたものには、その承認され

て勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(端数計算)

第20条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額および前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第9条第1項の規定に基づく細則で指定する職員(以下「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(特定職員についての適用除外)

第23条 第19条の規定は、管理職員には適用しない。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条から第26条までおよび附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日(次条および第26条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員および細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して理事長が定める職員(第27条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難および責任の度等を考慮してこれに相当する職員と

して当該各給料表につき細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第2号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間にその者の在職期間中の行為に関し就業規則第47条の規定に該当し懲戒解雇に相当すると懲戒処分の審査機関が認めたもの
- (4) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前3号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、細則で定める。
(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条および附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(教育職給料表の適用を受ける職員は、直近の教員評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況)に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員(細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあっては100分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日前」とあるのは「基準日(第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。)前」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する細則で定める日をいう。以下この条および次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第28条 職員が退職し、または死亡した場合には、その者(死亡したときには、その遺族)に退職手当を支給する。

2 退職手当の額およびその支給方法その他退職手当に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(管理職手当、扶養手当等の支給方法)

第29条 管理職手当、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、前2項に該当するときを除き、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の

期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた職員には、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項または第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、同項に規定する細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員については、この限りでない。
- 7 第25条および第26条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。

(口座振替による給与の支払)

第31条 職員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により給与を支払うことができる。

(給与からの控除)

第32条 職員の給与の支給に際しては、その給与から源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項の規定に基づく協定に定めるところにより、当該法令または協定に定められる金額を控除することができる。

(その他)

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることとされているものを除くほか、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成20年3月31日までの間については、第13条の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の1を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 3 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)の施行日における第3条第1項に規定する給料表は、教育職給料表とする。
- 4 前項の適用を受ける職員の職務の級および号給は、福井県一般職の給与に関する条例(昭和29年条例第24号)(以下「給与条例」という。)の規定により施行日の前日に受けていた級および号給と同一とする。ただし、施行日に昇格させることとなる職員については、給与条例の規定により施行日の前日に受けていた号給を基礎として昇格後の号給を決定する。
- 5 承継職員および福井県から法人に派遣される職員のうち、平成18年3月31日に福井県職員であった者については、その者の受ける給料月額が当該日において受けていた給料月額に100分の99.07を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しない場合には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第4項	4号給	3号給
--------	-----	-----

第4条第5項	4号給	3号給
	2号給	1号給

- 8 承継職員および福井県から派遣される職員で、施行日以降も給与条例の適用を受ける職員として在職したならば福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年条例第64号）附則第5項の規定による寒冷地手当が支給されることとなる職員には、同項に規定する額の寒冷地手当を支給する。
- 9 前項の規定による寒冷地手当を支給される職員に関する第30条第2項および第3項の規定の適用については、第30条第2項および第3項中「および期末手当」とあるのは、「期末手当および附則第8項の規定による寒冷地手当」とする。
- 10 施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、施行日において、この規定により認定されたものとみなす。
- 11 平成19年6月1日を基準日とする期末手当および勤勉手当の支給時における承継職員の在職期間または勤務期間は、施行日の前日までの福井県立大学における当該職員の在職期間または勤務期間をこの規程の在職期間または勤務期間に通算する。
- 12 施行日の前日において、福井県に対し、給与の振込を申し出ている職員については、特段の申出がない限り、施行日において当該職員から第31条の申出があったものとみなす。
- 13 平成32年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもので管理職員に限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外のものが55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項および第16項において、「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項および附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））
 - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - (3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める割合を乗じて得た額）
 - (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第27条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において、「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲で細則で定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当のかかる第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第30条第1項から第4項までまたは第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第30条第1項 前各号に定める額

ロ 第30条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ 第30条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第30条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6級
教育職給料表	5級
研究職給料表	4級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な次項は、理事長が定める。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

16 附則第13項の規定が適用される間、第27条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の0.8325(特定幹部職員にあっては100分の1.0125)、12月に支給する場合には、100分の0.8775(特定幹部職員にあっては100分の1.0575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の92.5(特定幹部職員にあっては100分の112.5)、12月に支給するときは100分の97.5(特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項および第27条第2項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

2 第11条第3項、第12条第3項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

3 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する改正前の規程第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の77.5」とする。

(給与の内払)

4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで(公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43号)第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは第30条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1)平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であつて適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、育児休業期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から64号給まで
	2級	1号給から20号給まで

- (2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで(公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43

号) 第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。) または第30条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であつて適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日) において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。) の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から12号給まで
教育職給料表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
医療職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から89号給まで
	2級	1号給から81号給まで
	3級	1号給から24号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第4条第4項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して細則で定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がない者とした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで(公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43号)第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)または第30条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1)平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職 務 の 級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から24号給まで
教育職給料表	1級	1号給から100号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から52号給まで
	5級	1号給から24号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで

	4 級	1 号給から 3 6 号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から 1 0 8 号給まで
	2 級	1 号給から 9 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
	4 級	1 号給から 5 6 号給まで
	5 級	1 号給から 4 0 号給まで
技能労務職給料表	1 級	1 号給から 8 9 号給まで
	2 級	1 号給から 8 1 号給まで
	3 級	1 号給から 4 5 号給まで
	4 級	1 号給から 1 6 号給まで

(2)平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

(平成23年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成23年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成23年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
 - 2 第10条第1項および別表第1から別表第6までの改正規定は、平成26年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年2月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は平成28年4月1日から適用する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成19年4月1日)第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する附則(平成19年4月1日)第13項第2号から第4号までの規定の適用については、附則(平成19年4月1日)第13項第2号中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則(平成27年4月1日)第2項および第3項の規定による給料との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

5 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第16条第2項の規定の運用については、同規定中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

(平成27年4月1日における号給の調整)

6 平成27年4月1日において41歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日および平成21年1月1日の第4条第4項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給または1号給上位の号給とする。

7 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給または1号給上位の号給とする。

8 平成27年4月1日において46歳以上56歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

9 公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43号)第11条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、前3項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程(平成19年規程第42号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

10 附則第2項から前項までに定めるほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。

2 第10条第1項、第13条、第27条第2項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月24日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成28年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書および第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項および第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「2 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合および一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者が

ある場合を除く。)」とあるのは

- 「2 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養
- 3 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員
- 4 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員

親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書および第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項および第12の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」

と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書ならびに第12条第3項第3号および第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項および第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般8級職員等および一般9級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等が一般8级以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等および一般9級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8级以上職員等」とする。
- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成29年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。ただし、別表第1から別表第5までの改正規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 改正後の規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。以下「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の規程第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員
- 3 施行日の前日において改正前の規程第14条により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の規程第14条にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の規程第14条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の規程第14条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が、2,000円を超えることとなる職員
- 4 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
- 5 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 別表第1から別表第5までの改正規定は、令和4年4月1日から、第27条第2項の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月30日から施行する。
- 2 別表第1から別表第4まで、第10条の改正規定は、令和5年4月1日から、第24条第2項、第27条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 別表第1から別表第4まで、第10条の改正規定は、令和6年4月1日から、第24条第2項、第27条第2項の改正規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例)
- 2 改正前の給与規定第11条第1項の規定による扶養手当の支給(同条第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。)については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与規定第11条第1項中「に対しては、支給しない」とあるのは「ならびに第3項に規定する一般8級職員等に対しては、支給しない」と、同条第3項中「6,500円」とあるのは「3,000円」とする。
(令和8年3月31日までの間における子に係る扶養手当に関する特例)
- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における給与規定第11条第3項の規定の適用については、同項中「13,000円」とあるのは「11,500円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。